

岡山市入札外部審議委員会の概要

平成27年度第1回岡山市入札外部審議委員会（以下「審議委員会」という。）を下記のとおり開催しましたので、その概要についてお知らせいたします。

記

1 開催日

平成27年5月25日（月） 午前10時00分から午前11時45分

2 開催場所

岡山市庁舎 5階入札室

3 出席委員（敬称略 五十音順）

岡崎 優子，妹尾 直人，松本 正子，的場 真介

4 事務局

（1）岡山市

森安審議監，山本契約課長，大島工事契約担当課長，岡本契約課課長補佐，水野契約課管理係長，藤本契約課工事契約係長，林契約課課長補佐，山本契約課副主査，徳丸契約課主任

（2）水道局

小林統括審議監，浅田管財課長，國富管財課課長代理，樋口管財課契約係長，岸本管財課主任，平山管財課主任

5 会議次第

（1）開会

（2）議題

- 1 平成27年度入札契約制度の改正について
- 2 平成26年度等契約状況の報告について
- 3 その他 平成26年度包括外部監査結果報告書について

6 会議概要

1 平成27年度入札契約制度の改正について

Q:建設コンサルタント業務等の最低制限価格や低入札価格調査基準価格の算定式を改正したということだが、算定式に係る設定範囲とはどういう意味か。

A:例えば測量業務であれば、設計金額算出には、直接測量費、測量調査費及び諸経費という3つの項目を計算して合計することになるが、最低制限価格等の計算は、①直接測量費の100%、②測量調査費の100%、③諸経費は、設計金額を算出した額に比して40%の金額、それぞれ(①②③の額)を合計して最低制限価格又は低入札価格調査基準価格を算出する。この算定式では、時々、業務によっては、設計金額と比べて、あまりにも最低制限価格等となるべき金額が高いものや低いものが発生する場合があるので、最低制限等の上限下限の範囲を60%~80%の間に設定しておき、60%を下回る場合は60%、80%を上回る場合は80%とする、といった意味である。

Q:では、直接測量費や測量調査費などの原価に相当する部分を割り込むような金額は、品質を落とすことに繋がるために制限して、利益等の部分で競争をしてもらおう、といった意味になるか。

A:そういった考えになる。最終的には計算した合計額と入札金額との対比になるが、こちらの計算根拠としては、人件費や必要経費は削らず、業者の利潤に関する経費は、ある程度であれば調整可能という考えである。

Q:受注業者の事業継続性にも配慮した算定式となったと理解してよいか。

A:よい。

Q:建設工事の総合評価一般競争入札において、技術評価基準の改正を行っているが、これら配点の満点は何点になるのか。

A:特別簡易型と簡易型によって評価項目数が違うので、満点数が異なる。特別簡易型の方が評価項目数は少ないで、簡易型に比べると点数が低くなり、満点は11点、簡易型の満点は21点になる。土木一式工事については、施工場所と同じ区の中に営業所があるものについては0.5点をさらにプラスする決まりとしているので、特別簡易型は11.5点、簡易型は21.5点が満点となる。特別簡易型は、施工実績等の企業の体制について評価し、特別簡易型では、それに加えて、入札する工事に対する提案をしてもらい、その評価を行っている。

Q:これまでは、社会保険等未加入建設業者が有資格者名簿に登載されていたのか。何か確認をしていなかったのか。

A:岡山市では、市内業者に限っては社会保険と健康保険について、加入と納付まで確認するようにしていた。今回の改正では、社会保険と健康保険に関して言えば、市内業者以外でも加入を確認することとした。更に、一定規模以上の工事の場合、

一次下請業者が加入していない場合の元請業者に対する罰則を加えた。

Q：委託業者には確認を行わないのか。

A：そこまでには至っていない。まず、工事業者について、国交省が進めている取り組みに追従している。

Q：社会保険等未加入対策を行うには、当然コストが上がると思うが、どこかに転嫁されるのか。

A：数年前から、工事の設計金額算出の元となる単価や掛率の改正があり、社会保険加入に係る費用は加算され、上乘せされている。その費用を設計金額に計上しているにもかかわらず、各種保険への加入義務を果たしていない業者が競争上有利になって、受注につながるのは道義的におかしいという考えである。

Q：今までとは違って誰かがそのコストを負担しなければならないとなると、結局下請業者が下請金額を叩かれたりしないかなと思ったのだが…。

A：ダンピング受注への対策としては、低入札価格調査や最低制限価格という制度を活用し、適正な履行がなされないおそれがあれば契約の相手方としないこととしている。広い目で見れば、将来的に建設業界をもう少し、後継者育成できるような継続性のあるものに変えていかなければならないという取り組みが始まったという状況である。

2 平成26年度等契約状況の報告について（岡山市）

Q：建設工事について、平成26年度の契約状況は、過去数年と比べて、何か特徴的な傾向があるか。

A：全体的な割合等はそう変わらないと思うが、全体件数が若干少なくなっている。原因として考えられることは、耐震関係の大型工事が増加したため、1件あたりの工事金額が高いものが増えたことで、予算が集中的に大型工事に振り分けられて、全体件数が減っているのではないかと考えられる。また、特に建設工事においては景気も上向いているため、人件費等が上がっていることも、同じ工事をして、過去数年よりは、工事金額が高くなってしまう原因であり、総予算額が横ばいであればどうしても件数が減ってしまう傾向になる。

Q：人件費等の高騰に伴って、岡山市が発注する建設工事等の数が、予算の関係で抑制気味になっているということか。

A：予算面も、そのことを考慮していないわけではないが、工事1本当たりの金額は、総じて世間の相場に合わせて高くなってきているというのも事実である。

Q：指名停止状況の報告で、独占禁止法違反が原因となっている件数が、平成26年度で3件、平成25年度で20件となっているが、何か減少した理由があるか。

A：独占禁止法に関する事件が1件判明した場合、複数社が関与しているとそのすべ

ての業者が指名停止となる。平成25年度は事件として3件あり、それぞれが5社、7社、8社と関与していたため、指名停止となった業者が多くなっていた。

Q：談合等を理由として指名停止となった業者数が、平成25年度で3者だったが、平成26年度は0者になっている。この数字だけ見ると喜ばしいことだが、談合に関する対策や傾向についてわかることがあるか。

A：入札の傾向として、こういう落札結果になりやすいというのはわかったとしても、談合があったか否かの判断は非常に難しい。例え談合情報が寄せられた場合に、市の調査権限の範囲で調査しても確たる証拠が出てくることはほとんどない。警察的な捜査とか取り調べができるわけではないので、岡山市役所自体が特別な取り組みを行っているということは今のところない。もちろん、談合情報があれば、適切に調査したり、関係機関と連携したりしている。

Q：新規申請した建設工事業者は指名留保されているのか。

A：岡山市のルールで、建設工事業者が新規申請した時は、事務所調査等のために必ず5か月間指名留保することとしている。

2 平成26年度等契約状況の報告について（岡山市水道局）

Q：岡山市の水道施設は、老朽化対策のために、そう遠くない将来に、大規模な更新が必要になるのか。

A：老朽化は全国的にも問題化してきており、中でも岡山市は明治38年通水開始と歴史が古く、当時布設した古い管もまだ多く残っている。そのため、水道管自体の調査を行い、更新の必要性や管の傷み具合を調べ、その調査に基づいて更新を行っている。400mm以上の大きな基幹管路では、4割くらいは取替えているが、全国的に見てそんなに耐震化が進んでいるという程ではない。しかし、取り替える場合には、耐久性や耐震性の高い最新の管に変えることで、長期に使用できるようにしている。

3 その他 「平成26年度包括外部監査結果報告書」について

（事務局から、平成26年度包括外部監査結果報告書を提出し、小規模工事の落札率及び見積合わせの実施状況等に関する指摘について報告を行った。）

（終了）